

2020年4月号(3)(Vol.40)

令和2年度税制改正 子会社からの配当と子会社株式の譲渡を組み合わせた 租税回避への対応規定について

- I. はじめに
- II. 本税制の概要と実務上の留意点
- III. 実務上の対応策
- IV. おわりに

森・濱田松本法律事務所
弁護士・税理士 大石 篤史
TEL. 03 5223 7767
atsushi.oishi@mhm-global.com
弁護士 坂東 慶一
TEL. 03 6266 8520
keiichi.bando@mhm-global.com
弁護士 杉山 清隆
TEL. 03 5293 4865
kiyotaka.sugiyama@mhm-global.com
税理士 山田 彰宏
TEL. 03 5223 7770
akihiro.yamada@mhm-global.com

I. はじめに

M&A取引においては、売主が、対象会社が保有する現金等を配当（又は自己株式取得）により吸い上げたうえで、対象会社の株式を第三者に売却することがしばしばあります。

かかる配当（又は自己株式取得によって生じるみなし配当）は、一般的に、配当益金不算入制度（法人税法23条、23条の2）の対象となり、また、それにより対象会社の財産は減少することから、対象会社の株式の価値は当該配当の分だけ減少することとなります。そのため、当該株式を売却すると、当該配当の分だけ譲渡益が減少、又は譲渡損が生じるという現象が生じます。この点、売主が税務上のメリットを二重に得ているようにも見えますが、これは、一定の立法目的のために配当を益金に算入しないこと（法人税法23条、23条の2）から必然的に導かれる結果であり、そのこと自体は何ら不合理なことではありません。

しかしながら、そのような税効果が生じることにより、行き過ぎたタックスプランニングとなりうるケースもあるのではないかという議論があり、令和2年度税制改正において、子会社からの配当と子会社株式の譲渡を組み合わせた租税回避への対応規定（以下「本税制」といいます。）が新設されました。

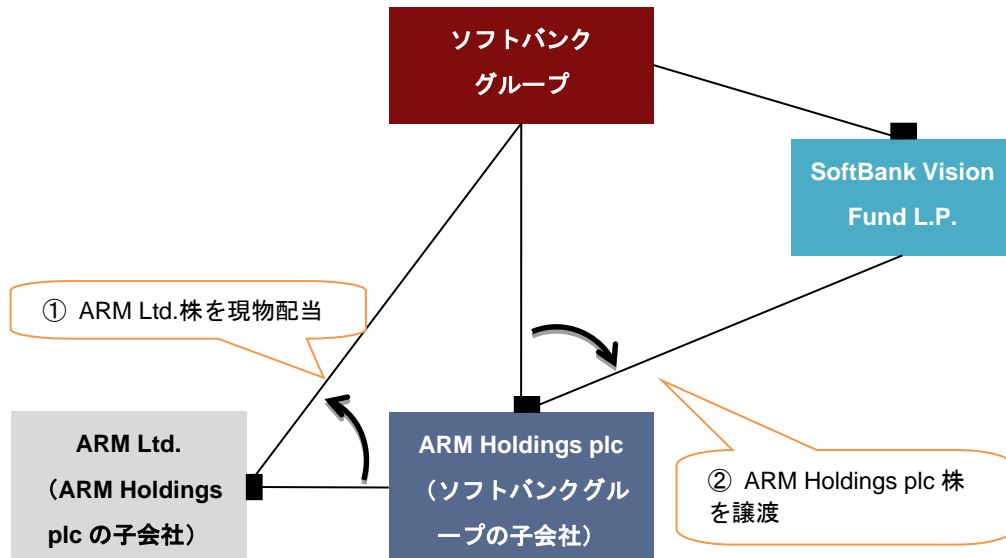
本税制が実務に与える影響は少なくないと思われるため、本稿では、本税制の概要と留意点について説明したうえで、本税制を踏まえた実務上の方策について解説します。

TAX LAW NEWSLETTER

II. 本税制の概要と実務上の留意点

1. 本税制制定の契機

【図 1】



③本図は簡略版です

本税制制定の契機となったのは、ソフトバンクグループが行った次のような取引（図 1 参照）であると報道されています¹。

具体的には、ソフトバンクグループは、海外子会社である ARM Holdings plc²より、配当としてそのまた子会社である ARM Ltd.³の株式を受け取りました（上記①）。この配当は、外国子会社配当益金不算入制度により、95%が非課税となります（法人税法 23 条の 2）。その後、かかる配当により時価の下落した ARM Holdings plc の株式を自社の関連会社に譲渡した際（上記②）、譲渡損が発生しました。以上が、報道されている取引の概要です。

当該事案においては、その譲渡先が完全な第三者ではなく、ソフトバンクグループの 100%子会社である英国法人（SB Investment Advisers (UK) Limited）が運用するファンド（SoftBank Vision Fund L.P.）⁴であったことから、益金を不算入としつつ譲渡損を計上することが、全体として行き過ぎた租税回避ではないかという指摘もあったところです。

¹ <https://www.sankei.com/economy/news/191024/ecn1910240036-n1.html>

² ソフトバンクグループ株式会社 2016 年 9 月 5 日付プレスリリース「ARM 買収子会社化」の完了に関するお知らせ」

³ SB テクノロジー株式会社 2016 年 9 月 29 日付プレスリリース「ARM Limited とのパートナー契約締結に関するお知らせ」

⁴ ソフトバンクグループ株式会社 2019 年 6 月 19 日付有価証券報告書「第一部 企業情報、第 2 事業の状況、1 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等」

TAX LAW NEWSLETTER

2. 本税制の概要

本税制は、下記 1.記載のとおり、子会社株式の帳簿価額の 10%相当額を超える配当が行われた場合に、原則として当該株式の帳簿価額を引き下げるとしつつ、下記 2.記載の 4 つの適用除外要件のいずれかを満たす場合には、例外的に帳簿価額の引き下げを行わないとするものです（法人税法施行令（以下「施行令」といいます。）119 条の 3 第 7 項）⁵。

1. 内国法人が、特定支配関係のある他の法人⁶から受ける配当の額（その事業年度開始の日からその受ける直前までに当該他の法人から受ける配当の額を含みます。以下「対象配当の額」といいます。）が株式等の帳簿価額の 10%相当額を超える場合には、その対象配当の額のうち益金不算入相当額が、その株式等の帳簿価額から引き下げられます（施行令 119 条の 3 第 7 項柱書）。
2. 上記 1.に関わらず、次に掲げる配当の額は帳簿価額引き下げの対象から除外されます（施行令 119 条の 3 第 7 項各号）。
 - （ア） 内国普通法人である当該他の法人の設立の日から特定支配関係発生日（法人との間に特定支配関係を有することとなった日をいいます。以下同じです。）までの間において、当該他の法人の発行済株式等の総数等のうちに占める普通法人（外国法人を除きます。）等又は居住者が有する当該他の法人の株式等の数又は金額の割合が 90%以上である場合の対象配当金額（同項 1 号。以下「内国株主要件」といいます。）
 - （イ） イに掲げる金額からロに掲げる金額を減算した金額がハに掲げる金額以上である場合における特定関係子法人から受ける対象配当金額（同項 2 号。以下「利益剰余金要件」といいます。）
 - イ） 当該他の法人の当該対象配当の額に係る決議日等前に最後に終了した事業年度の貸借対照表に計上されている利益剰余金の額
 - ロ） イに規定する事業年度終了の日の翌日から当該対象配当の額を受ける時までの間に当該他の法人の株主が当該他の法人から受ける配当の額の合計額
 - ハ） 当該他の法人の特定支配日前に最後に終了した事業年度の貸借対照表に計上されている利益剰余金の額

なお、利益剰余金要件が認められない場合であっても、対象配当金額のうち、特定支配関係発生日以後の利益剰余金の額から支払われたものと認められる部

⁵ 本税制に係る税制改正は、法人税法本法では手当がされておらず、（法人税法 61 条の 2 第 24 項による授權を受けた）法人税法施行令のみによって手当されています。しかし、この税制改正は法人税法の根幹を変更するものであり、帳簿価額に関する技術的な調整の枠に収まるような性質のものではないため、その有効性については議論の余地があるように思われます。

⁶ 特定支配関係のある他の法人とは、典型的には子会社ですが、発行済株式のみならず、剰余金の配当や役員選任決議に係る議決権の過半を直接又は間接に有する場合もこれに該当します（施行令 119 条の 3 第 9 項 2 号）。

TAX LAW NEWSLETTER

分の金額がある場合には、納税者は、帳簿価額の引き下げ金額をその部分の金額を超える金額に限定することができます（施行令 119 条の 3 第 8 項）。

（ウ） 特定支配日から当該対象配当の額を受ける日までの期間が 10 年を経過した日以後に受ける配当の額（施行令 119 条の 3 第 7 項 3 号。以下「10 年経過要件」といいます。）

（エ） 当該対象配当の額及び同一事業年度内配当の額の合計額が 2,000 万円を超えない場合におけるその対象配当金額（同項 4 号。以下「少額配当要件」といいます。）

上記 2. のように、（ア）その設立以来そのほとんどの株式が内国法人や居住者によって支配されてきた内国法人（外国法人は含まれません。）からの配当⁷、（イ）特定支配関係発生後に生じた利益剰余金からの配当、（ウ）特定支配関係から長期間が経過している法人からの配当、及び（エ）少額の配当については、租税回避であるとはいえないということで、帳簿価額の引き下げの対象から除外されたものと考えられます。

なお、本税制は、対象会社の株式を譲渡することが予定されていない場合に配当を受け取るだけであっても、同じく適用されるという点に留意する必要があります。そのため、典型的な M&A 取引のように、株式の譲渡先が純粋な第三者である場合であっても、その適用を免れることができません。その結果として、本税制が適用される場合は買主側にとっての買収メリットが減り、その分だけ提案される買収価格が低減する（ひいては取引の阻害要因になる）面があるように思われます。

また、本税制は、国際課税の改正として行われたものではありませんが⁸、わが国において課税を受けない外国法人からの配当のみならず、わが国において課税を受ける内国法人からの配当についても同じく適用されます。

これらのケースにおいて受け取る配当が果たして租税回避に当たるのかという点については疑問が残りますが、いずれにせよ、対象会社が配当（又は自己株式取得）を行おうとする場合、株主としては、常に本税制の検討を行う必要があるといえます。

3. 実務上の留意点

本税制の適用可能性を検討する際には、例えば、以下の点について留意する必要があります。

（1） 内国株主要件の立証の困難

内国普通法人の設立の日から当該内国普通法人との間で特定支配関係が生じた日（特定支配日）までの間、内国株主が 9 割以上の株式を保有しているとする要件（内

⁷ 内国法人や居住者によって支配されてきた内国法人については、その配当の源泉が日本で課税されていることから、対象から除外されていると考えられます。

⁸ 「令和 2 年度税制改正の大綱」71 頁以下参照。

TAX LAW NEWSLETTER

国株主要件)を満たす場合には、本税制は適用されないこととされています(施行令119条の3第7項1号)。

ただし、内国株主要件を満たすためには、設立から特定支配日までの期間を通して内国株主の割合が9割以上であることを証する書類を当該内国法人が保存している必要があります⁹。かかる「証する書類」を内国法人が用意できない場合には、内国株主要件に基づく本税制の適用除外が認められません。

したがって、内国法人が配当を受領した際に、適用除外規定の適用を受けるためには、配当を行った子会社の設立時から現在までの株主の変遷を確認する必要があります。しかし、株主は、法律上、現在の株主名簿の開示を要求できるだけで¹⁰、設立当初からの株主につき調査する権限はないため、株主の変遷をどのように把握するかという点が実務上問題となりえます。

また、本税制を踏まえると、M&A取引においては、買主が、予め、対象会社の過去の株主の変遷を調査する必要があるといえます。もっとも、対象会社が上場会社である場合は、そのような調査が事実上困難である場合が多いと考えられますし、また、対象会社が非上場会社であっても、デュー・ディリジェンスの過程で株主の変遷が判明しない場合も十分に想定されます。

そのような場合に、なお本税制を適用することは、納税者に過剰な負担を課すものであると考えられますが、いずれにせよ、買主としては、実務上、売主との間の株式譲渡契約書に適切な表明保証・補償条項又は特別補償条項等を置くなどして、リスクヘッジを図ることを検討する必要があるように思われます。

なお、内国株主要件を利用できるのは、内国法人である普通法人が配当を行った場合に限られており、外国法人が配当を行った場合には内国株主要件を利用することはできません(施行令119条の3第7項1号括弧書)。

(2) 非適格合併等での特定支配日(10年経過要件の起算日)の不承継

10年経過要件の起算日は子会社株式の譲受日ですが、合併や会社分割、現物出資等の組織再編により子会社株式を承継する場合は、それらの組織再編が税制適格である限り、従前の起算日をそのまま使うことができる(すなわち、起算日はリセットされない)とされています(図2参照)。

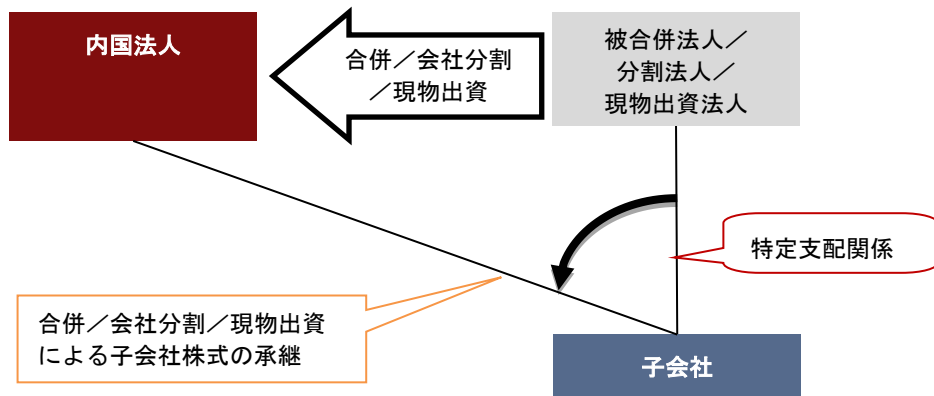
しかし、従前の起算日が使えない場合は、それらの組織再編が税制適格である場合に限られており(施行令119条の3第10項)、それらが税制非適格である場合は、起算日がリセットされてしまう(実際の譲受日となる)点に留意を要します。

⁹ 課税要件を充足していることの立証責任は原則として課税庁側にあると考えられているところ、かかる規定は、「証する書類」の保存を要件とすることにより、立証責任を事実上納税者側に転換しているともいえます。

¹⁰ 株主は、株主名簿の閲覧又は謄写を請求することができます(会社法125条2項)、閲覧等の対象となるのは、請求時点の株主名簿に限定され、過去の株主名簿の閲覧等までは認められないと考えられています(東京地方裁判所商事研究会編『類型別会社訴訟II(第3班)』647頁(判例タイムズ社、2011年))。

TAX LAW NEWSLETTER

【図 2】

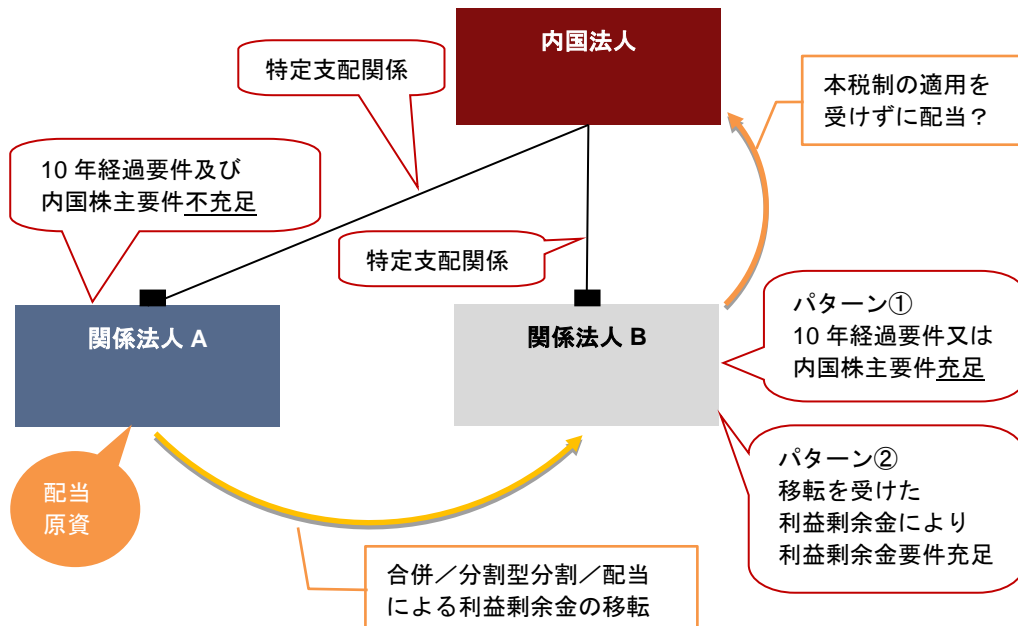


⑨本図は簡略版です

(3) 関係法人を介在させることによる潜脱の防止

例えば、国内法人との間に特定支配関係がある関係法人 A が 10 年経過要件及び内国株主要要件を満たさなかった場合には、合併・分割型分割又は配当を用いていずれかの要件を満たす他の関係法人 B を経由させて、本税制の適用を受けずに国内法人に配当を行うことも考えられます (図 3 パターン①及び②参照)。

【図 3】



⑨本図は簡略版です

この点を踏まえ、本税制においては、関係法人間での合併又は分割型分割（施行令 119 条の 3 第 11 項 1 号）及び関係法人間での配当（同項 2 号）に関して、上記

TAX LAW NEWSLETTER

のような適用除外要件を満たす関係法人を経由させたとしても、適用除外要件を満たさないこととしています。

すなわち、10年経過要件と内国株主要要件のいずれも満たさない関係法人Aが、関係法人Bとの間で金銭等不交付合併又は金銭等不交付分割型分割を行った場合や、関係法人Bに対して配当を交付した場合には、関係法人Bから親会社の内国法人への配当に関しては、10年経過要件及び内国株主要要件を満たさないこととされています（施行令119条の3第11項第1号イ・2号イ）。また、10年経過要件と内国株主要要件のいずれも満たさない関係法人Aが、関係法人Bと合併又は分割型分割を行った場合や、関係法人Bに対して配当を交付した場合には、関係法人Aとの合併又は分割型分割もしくは関係法人Aからの配当に由来する利益剰余金に相当する金額を、関係法人Bの特定支配関係発生日時点での対象会社の利益剰余金額（施行令119条の3第7項2号ハ）に合算することとされています（施行令119条の3第11項第1号ロ・2号ロ）。

したがって、関係法人間での取引を行う場合には、これらの潜脱防止規定（施行令119条の3第11項第1号・2号）にも留意する必要があります¹¹。

Ⅲ. 実務上の対応策

本税制を踏まえた実務上の方策としては、例えば、以下のようなものが考えられます。

(1) 売主側で事前に配当を行わせる

M&A取引における買主としては、株式を譲り受ける前に、売主側において対象会社の配当又は自己株式取得を行わせるという対応が考えられます。これにより、特定支配関係発生日時点における対象会社の利益剰余金額（施行令119条の3第7項2号ハ）を低く抑えることができ、その結果として、将来、利益剰余金要件を満たしやすくなります¹²。

具体的な方策としては、株式譲渡契約において、そのような配当を行うことを売主側の義務（コベナンツ）として規定することが考えられます。

(2) 子会社から親会社への貸付（アップストリームローン）

親会社が資金を必要としている場合、子会社から配当を受けてしまうと、本税制の適用を受ける可能性があるため、配当に代えて、子会社からの借入れ（アップス

¹¹ もっとも、配当に関する潜脱防止規定（施行令119条の3第11項2号）が適用されるのは図3の関係法人Bの総資産に占める関係法人Aの株式の帳簿価額の割合が50%を超える場合に限られます。例えば、関係会社Bが、海外にある中間持株会社など、関係会社A以外の複数の事業会社を傘下にもつ株式会社にあたる場合には、潜脱防止規定は適用されない場合が多いものと思われます。

¹² ただし、日本の会計上は、自己株式取得を行っただけでは、利益剰余金の金額は減少せず、取得した自己株式を消却した時点において資本剰余金が減少し、事業年度の末日に資本剰余金がマイナスである場合に利益剰余金を減少させることができます。このため、売主側が行う自己株式取得は、資本剰余金がマイナスになることを前提に、株式譲渡契約のクロージング日の直前事業年度中に行われる必要があります。

TAX LAW NEWSLETTER

トリームローン)を行うことが考えられます。その場合、10年経過要件を充足することとなった後に、子会社が、親会社への貸付債権を、当該親会社に対して現物配当することも検討に値します。

もっとも、子会社の所在地国によっては、アップストリームローンが規制されていることがありますし、また、借入れに伴い発生する利子については、各国の移転価格税制や、わが国における過小資本税制・過大支払利子税制等との関係が問題となりうるため、プランニングにあたって留意すべき点は多いといえます。

(3) 海外子会社の活用

内国法人が外国法人の株式を買収するに際しては、当該外国法人の株式を直接取得することに代えて、当該内国法人の外国の子会社のうち、非課税で配当を受け取れる外国法人に当該外国法人の株式を取得させ、それによって結果的に本税制の適用対象外とすることも考えられます。

もっとも、行為計算否認規定(法人税法 132 条等)の適用可能性については、慎重な検討が必要となるように思われます。

IV. おわりに

本税制を踏まえると、今後、第三者との M&A 取引やグループ内の配当・自己株式取得等を行うに当たっては、常に本税制を念頭に置いた検討を行う必要があるといえます。

セミナー情報

- セミナー 『【追加開催】 税務調査で否認されないための国内外の再編・グループ内取引等のプランニング』
開催日時 2020年5月21日(木) 9:30~12:30
講師 栗原 宏幸
主催 株式会社金融財務研究会

文献情報

- 論文 「みずほ信託プロダクツ法務研究会報告 事業承継における信託の活用」
掲載誌 金融法務事情 No.2135
著者 石綿 学、大石 篤史、山川 佳子
- 論文 「レンタル収納事業に用いられるコンテナの課税上の取扱い」
掲載誌 週刊 T&A master No.829
著者 大石 篤史、山川 佳子、宇田川 翔

TAX LAW NEWSLETTER

- 論文 「税理士のための合同会社の実務 第2回 設立」
掲載誌 税務弘報 Vol.68 No.5
著者 安部 慶彦
- 論文 「税制改正の趣旨をクリアに理解するべくフォロー 取締役の報酬」
掲載誌 税務弘報 Vol.68 No.4
著者 小山 浩
- 論文 「税理士のための合同会社の実務 第1回 合同会社の歴史・概要」
掲載誌 税務弘報 Vol.68 No.4
著者 安部 慶彦
- 論文 「租税判例速報 収益事業と非収益事業の共通費用への該当性及び
その配賦基準—国税不服審判所裁決平成31・2・15」
掲載誌 ジュリスト No.1542
著者 坂東 慶一
- 論文 「非上場会社株式の評価損について」
掲載誌 週刊税務通信 No.3593
著者 小山 浩

NEWS

- 新型コロナウイルス対応 参考リンク集 (4月27日更新)
新型コロナウイルスの感染拡大を受け、当事務所では新型コロナウイルス対応に関するニュースレターや寄稿、官公庁等の最新公開情報のリンクを当事務所 HP にまとめております。詳細は[こちら](#)、英語版は[こちら](#)をご参照ください。
- 新型コロナウイルス感染症への対応について (4月27日更新)
新型コロナウイルス感染症拡大に伴う緊急事態宣言を受け、当事務所では下記の対応を実施いたします。

■在宅勤務について

当事務所の日本国内オフィスでは、少なくとも5月8日(金)まで原則として在宅勤務態勢をとっております。また、海外オフィス(4月27日時点で、北京・上海・シンガポール)においても、原則として在宅勤務態勢をとっております。なお、その他のオフィスにおいても、出勤者を減らすなどの対応をとっており、今後、状況に応じて在宅勤務となることがあります。

TAX LAW NEWSLETTER

国内外すべての弁護士等は在宅でセキュリティが確保された形で業務を継続できる体制を整えており、今後もクライアントの皆様へのサービスを切れ目なく継続してまいります。

このような状況のため、お電話はつながらない可能性もございますので、担当者の連絡先をご存知の方は、直接電子メール等でご連絡をいただきますようお願い申し上げます。

また、郵便・FAX等につきましては迅速に確認できない場合がございます。予めご了承いただき、お急ぎの場合には直接担当者までお問い合わせをいただきますようお願い申し上げます。

■当事務所主催のセミナーについて

当面の間、当事務所主催のセミナーに関しては、会場での開催を中止又は延期いたします。但し、ウェビナー・オンデマンド配信等によるセミナーの開催は継続してまいりますので、今後のご案内をご確認いただければ幸いです。

なお、中止もしくは延期となりました場合は、当該セミナーのウェブサイトとその旨を記載するとともに、お申し込みいただいた方に順次メールにてご連絡を申し上げます。既に中止・延期が決定しているセミナーについては、下記までお問い合わせくださいますようお願い申し上げます。

■非対面会議への移行について

クライアント等の皆様との会議につきましても、当面の間、対面での会議は原則として行わず、ウェブ会議や電話会議等の非対面形式での実施へと移行いたします。

■代表電話へのお問い合わせについて

在宅勤務への移行に伴い、代表電話へのお問い合わせを受けられない状態となります。皆さまにはご不便をおかけいたしますが、当事務所ウェブサイトのお問い合わせフォームからご連絡くださいますようお願い申し上げます。

皆様には大変ご迷惑をおかけいたしますが、何卒ご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

(セミナーに関するお問合せ先)

森・濱田松本法律事務所 広報担当

E-mail: mhm_seminar@mhm-global.com

TAX LAW NEWSLETTER

- The 11th Edition of The Best Lawyers™ in Japanにて高い評価を得ました
Best Lawyers®(ベスト・ロイヤー)による、The 11th Edition of The Best Lawyers™ in Japanに当事務所の弁護士120名が選ばれ、うち6名はLawyers of the Yearに選ばれました。Tax Law分野においては、増田 晋、大石 篤史、酒井 真、小山 浩、栗原 宏幸が日本を代表する弁護士に選出されています。
- The Legal 500において当事務所の弁護士がHall of Fameに選ばれました
The Legal 500において、当事務所の5名の弁護士がHall of Fameに選ばれました。Tax分野では、大石 篤史が選出されています。

(当事務所に関するお問い合わせ)
森・濱田松本法律事務所 広報担当
mhm_info@mhm-global.com
www.mhmjapan.com